

西条市コミュニケーション出前講座実施要綱

令和 5 年 3 月 1 日

(要) 告示第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 5 0 号）第 1 5 条に規定する円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深め、聴覚障害者への理解を促進することを目的として、西条市コミュニケーション出前講座（以下「講座」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(受講対象)

第 2 条 講座は、次に掲げる団体等で、市内に所在し、かつ、5 人以上の者で構成されているもの（以下「団体等」という。）を対象に実施する。

- (1) 小学校、中学校及び高等学校
- (2) 幼稚園、保育園及び認定こども園等の未就学児童施設
- (3) 児童館及び児童クラブ
- (4) 医療機関
- (5) 高齢者又は障害者福祉施設及び事業所
- (6) 一般企業
- (7) 行政機関
- (8) 自治会等の地域活動団体
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体

(講座内容)

第 3 条 講座の内容は、本事業の目的に沿ったものとし、受講する団体等の希望を踏まえて協議して決定する。

(開催時間及び場所)

第 4 条 講座は、西条市の休日を定める条例（平成 1 6 年西条市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時までに行うものとし、1 講座当たり、1 時間 3 0 分以内とする。

2 講座の開催場所は、市内とし、団体等の希望する場所とする。

(受講申込み等)

第 5 条 講座を受講しようとする団体等（以下「申込者」という。）は、講座を受講しようとする日の 1 4 日前の日までに、西条市コミュニケーション出前講座受講申込書（様式第 1 号）を市長に提出することにより申し込まなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該 1 4 日前の日の後においても申し込むことができる。

2 講座の開催に係る施設の使用及び運営については、申込者の責任においてこれを

行わなければならない。

（受講の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定により受講の申込みがあったときは、内容を確認の上、講座開催の可否を決定し、その結果を速やかに西条市コミュニケーション出前講座受講（決定・却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受講の決定をする場合において、必要に応じて、条件を付することができる。

（受講の制限）

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による受講の申込みを却下し、及び既に決定している場合については、当該決定を取り消すものとする。

（1）公の秩序を乱し、又は善良の風俗を阻害するおそれのあるとき。

（2）政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

（3）集団的又は暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、講座の目的に反し、開催が不適当と市長が認めるとき。

（変更の申込み）

第8条 第6条の規定により受講の決定を受けた申込者は、内容、開催日時、場所その他申込事項に変更があったときは、西条市コミュニケーション出前講座受講内容変更申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第9条 市長は、前条の規定による受講内容の変更の申込みがあったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、西条市コミュニケーション出前講座受講内容変更（決定・却下）通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受講内容の変更の決定をする場合において、必要に応じて、条件を付することができる。

（中止の届出）

第10条 第6条の規定により受講の決定を受けた申込者は、受講を中止するときは、西条市コミュニケーション出前講座受講中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（費用負担）

第11条 講座の講師料は無料とする。ただし、施設使用料等の講座の実施に必要な費用については申込者が負担しなければならない。

2 第7条若しくは第9条の規定による却下を行った場合又は前条の規定により受講を中止する場合において、当該団体等に前項の規定による費用の負担等に係る損害

が生じて、市は一切の責めを負わないものとする。

（講師）

第 12 条 講座の講師は、西条市設置手話通訳者とし、必要に応じて他課室所属の職員の協力を依頼するものとする。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

西条市コミュニケーション出前講座受講申込書

年 月 日

西条市長 殿

(申込者)

所在地

団体等の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

西条市コミュニケーション出前講座について、次のとおり講師の派遣を申し込みます。

希望する内容				
希望日時	第 1 希望	年	月	日 ()
		時	分 ~	時 分
	第 2 希望	年	月	日 ()
		時	分 ~	時 分
場 所				
参加予定人数	人			
備 考				

様式第 2 号(第 6 条関係)

西条市コミュニケーション出前講座受講(決定・却下)通知書

年 月 日

様

西条市長



年 月 日付けで申込みのありました西条市コミュニケーション出前講座について、次のとおり(決定・却下)しましたので、通知します。

内 容		
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
講 師 名	職 種	
	氏 名	
受講条件		
却下理由		
備 考		

様式第 3 号(第 8 条関係)

西条市コミュニケーション出前講座受講内容変更申込書

年 月 日

西条市長 殿

(申込者)

所在地

団体等の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

年 月 日付けで決定を受けた西条市コミュニケーション出前講座
について、次のとおり変更したいので、申し込みます。

	変 更 前	変 更 後
内 容		
希望日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所		
備 考		

様式第 4 号(第 9 条関係)

西条市コミュニケーション出前講座受講内容変更(決定・却下)通知書

年 月 日

様

西条市長



年 月 日付けで申込みのありました西条市コミュニケーション出前講座の内容の変更について、次のとおり(決定・却下)しましたので、通知します。

内 容		
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
講 師 名	職 種	
	氏 名	
受 講 条 件		
却 下 理 由		
備 考		

様式第 5 号(第 1 0 条関係)

西条市コミュニケーション出前講座受講中止届出書

年 月 日

西条市長 殿

(申込者)

所在地

団体等の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

年 月 日付けで決定を受けた 年 月 日の西条市コミュニケーション出前講座について、次のとおり中止したいので、届け出ます。

中止の理由	
備 考	